

ごみ分別案内 LINE ボットの利用に関する運用規定

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

廃棄物対策課

(目的)

1 この運用規定は、当課の職員（以下、「職員」という。）が業務の一環として、ごみ分別案内 LINE ボットを利用するに当たり、市政情報等を適正に及び積極的に発信するために必要な事項を定める。

(適用)

2 この運用規定は、ごみ分別案内 LINE ボットを業務の一環として利用する全ての職員に適用する。

(基本原則)

3 ごみ分別案内 LINE ボットによる情報発信に係る基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 情報発信のためにソーシャルメディアを利用する場合は、宇部市情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ管理者の承認を得ること。
- (2) 法令及び当運用規定を遵守すること。
- (3) ごみの分別や収集日など生活に密着した情報の積極的な発信に努めること。
- (4) 職員として自覚と責任を持った書き込みを行うこと。
- (5) 取り扱う情報は、信頼性を確保し、正確な情報を発信すること。
- (6) 誤解を与えない、簡潔明瞭な情報発信に努めること。
- (7) 利用者とのトラブルを回避するため、冷静かつ誠実な対応をすること。

(アカウント管理)

4 ごみ分別案内 LINE ボットによる情報発信に係るアカウント管理は、次のとおりとする。

- (1) 二重認証の設定などを行い、セキュリティ対策を取ること。
- (2) パスワードは、宇部市情報セキュリティ対策基準に基づき、職員番号や生年月日、電話番号、連続した同一の文字・数字、その他容易に推測できるものは使用しないこと。また、他のユーザーアカウントと同じパスワードは使用しないこと。
- (3) 人事異動及び担当者変更時は、アカウント管理者等の見直しを行うこと。
- (4) 「ソーシャルメディアアカウント管理者一覧表」を作成し、広報広聴課へ提出すること。これは、管理者の変更があった場合も同様とする。

(禁止事項)

5 ごみ分別案内 LINE ボットによる情報発信に係る禁止事項は、次のとおりとする。

- (1) 誹謗中傷すること。
- (2) 人種、思想、信条、居住、職業等で差別し、又は差別を助長すること。

- (3) 職員の個人的な状況や意見等の情報を発信すること（職務上必要な場合を除く。）。
- (4) 違法行為をおこなうこと。
- (5) 職務上知り得た秘密、個人情報を含む情報を発信すること。
- (6) 市及び第三者の権利を侵害する情報を発信すること。
- (7) わいせつな内容を含む情報を発信すること。
- (8) 重要施策の意思形成過程の情報を発信すること。ただし、市が積極的に意見を求める場合を除く。
- (9) 職員の身分以外の者に情報発信をさせること。
- (10) 報道発表を予定している情報や公平に配信しなければならない情報等を先行して発信すること。
- (11) 公序良俗に反する情報を発信すること。

（不正アクセスへの対応）

6 ごみ分別案内 LINE ボットによる情報発信に係る不正アクセスへの対応は、次のとおりとする。

- (1) ユーザーアカウント管理者のパスワードを速やかに変更すること。
- (2) 不正アクセスを受けたと疑われるユーザーアカウント管理者等は削除すること。
- (3) 当該ユーザーアカウントを管理するソーシャルメディアへ通報すること。
- (4) 他のユーザーアカウントを用いて、不正アクセスが発生したことを周知すること。
- (5) 宇部市危機管理指針及び宇部市情報セキュリティ対策基準に基づき、防災危機管理課、ICT・地域イノベーション推進グループ及び広報広聴課へ状況を報告し、重大性や影響範囲等に応じて、ホームページへの掲載や報道発表を行うとともに、警察へ連絡すること。

（免責事項）

7 ごみ分別案内 LINE ボットによる情報発信に係る免責事項は、次のとおりとする。

- (1) 発信した情報の正確性、完全性、有用性を完全に保証するものではないこと。
- (2) 発信した情報によって閲覧者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも市は一切の責任を負わないこと。
- (3) 当運用規定を予告なく変更する可能性があること。
- (4) 不適切と思われる内容が投稿された場合は、投稿者の許可なくその投稿を削除する可能性があること。